

工事計画届出書

電原設第8号

令和5年6月22日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村康稔 殿

広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 瀧本夏彦

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所

第2号機

工事計画届出書本文及び添付書類

中国電力株式会社

届出範囲

今回の届出範囲は、島根原子力発電所第2号機の次の部分であります。

(一) 原子力設備

放射線管理設備

3. 生体遮へい装置

- ・補助遮へい（屋外配管ダクト（ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物））

廃棄設備

2. 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

2.3 固体廃棄物処理系

2.3.6 サイトバンカ設備

(10) 主配管

島根原子力発電所第2号機
工事計画届出書本文及び添付書類

目 録

- I 工事計画書
- II 工事工程表
- III 変更を必要とする理由を記載した書類
- IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類
- V 添付書類

I 工 事 計 画 書

I 工事計画書

一 発電所

1. 発電所の名称及び位置

名 称 島根原子力発電所
位 置 島根県松江市鹿島町片匂

2. 発電所の出力及び周波数

出 力 2,653,000 kW
第1号機 460,000 kW
第2号機 820,000 kW (今回届出分)
第3号機 1,373,000 kW
周 波 数 60 Hz

(一) 原子力設備

放射線管理設備

沸騰水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項

3. 生体遮へい装置（一次遮へい、二次遮へい、補助遮へい、中央制御室遮へい及び原子炉遮へいに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮へい材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮へい材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

補助遮へい

			変更前	変更後		
名 種		称 類	—	主 要 寸 法 * [最小厚さ mm]	冷 却 方 法	材 料
補 助 遮 へ い	屋 外 配 管 ダ ク ト (ディーゼル燃料 貯 蔵 タ ン ク ~ 原 子 炉 建 物)	南 壁			□ (□)	自然冷却

注記*：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。

廃棄設備

2. 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項（機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。）

2.3 固体廃棄物処理系

2.3.6 サイトバンカ設備

(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

変更前						変更後								
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径*1 (mm)	厚さ*1 (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径*1 (mm)	厚さ (mm)	材料			
サイトバンカ設備	床ドレンサンプポンプ出口ライン合流部～ 既設廃液中和タンク入口ヘッダ分岐部*2、*3 (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)*4	0.98*5	60	48.6	3.7	STPG38	床ドレンサンプポンプ出口ライン合流部～ タービン建物床ドレンサンプ移送ライン合流部 (1, 2, 3号機共用)	変更なし	変更なし			—*7, *8		
				48.6*6	3.7*6				STPG370*6	変更なし	48.6*8		3.7*1, *8	STPT410*8
				—							48.6*8		5.1*1, *8	SUS304TP*8
	0.49*5	77	48.6	3.7	SUS304TP	66*8	48.6*8	3.7*1, *8	SUS304TP*8	—*9				
	0.98*5	60	48.6	3.7	STPG38									
			48.6	3.7	SUS304TP									

注：記載の適正化を行う。既工事計画書には名称欄文末に「～まで」と記載

注記*1：公称値を示す。

*2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床ドレン移送管」と記載

*3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「床ドレンサンプポンプから既設廃液中和タンク入口ヘッダ合流点まで」と記載

*4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成18年10月5日付け平成18・02・28原第2号にて認可された島根原子力発電所第3号機のI工事計画書による。

*5：S I 単位に換算したものである。

*6：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

*7：当該ラインについては、床ドレン移送先を1号機設備から2号機設備に変更する改造に伴い機能廃止とする。

*8：電気事業法の規定に基づき、本工事計画届出書において手続きを実施するもの。

*9：当該ラインについては、主配管に該当しないため記載の適正化を行う。

II 工事工程表

II 工事工程表

年 月 項 目	2023 年						2024 年								
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
放射線管理設備	■														
		■*													■*
		◇*									◇*				
		□*											△*		△*
廃棄設備	■														
		■*													■*
		◇*									◇*				
		□*											△*		△*

■ : 現地工事期間

■ : 構造, 強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

◇ : 原子炉に燃料を装入することができる状態になった時

△ : 原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時

□ : 工事の計画に係る全ての工事が完了した時

注記* : 検査時期は, 工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

III 変更を必要とする理由を記載した書類

Ⅲ 変更を必要とする理由を記載した書類

平成 24 年 6 月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。

- (1) 放射線管理設備のうち、生体遮へい装置の補助遮へい（コンクリート壁）について、管理区域境界に設置を行う。
- (2) 廃棄設備のうち、気体、液体又は固体廃棄物処理設備の固体廃棄物処理系のサイトバンカ設備主配管について、サイトバンカで発生する床ドレンの移送先を 1 号機から 2 号機に変更するための改造を行う。

IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第
43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した
書類

IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下のとおり。

島根原子力発電所第2号機
設計及び工事計画認可申請書番号
電原設第69号（平成25年12月25日）

以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

電原設第17号（令和3年10月1日）
電原設第28号（令和3年12月22日）
電原設第43号（令和4年3月28日）
電原設第3号（令和4年5月25日）
電原設第20号（令和4年7月28日）
電原設第31号（令和4年10月31日）
電原設第38号（令和4年12月23日）
電原設第6号（令和5年6月22日）

V 添 付 書 類

V 添付書類

「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1号の規定に基づく指示について」（平成25年7月8日原規技発第1307081号・20130628商第22号）により，原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨指示のあった以下の添付書類については，添付を省略する。

省略した添付書類

- ・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- ・ 廃棄設備に係る機器（流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図
- ・ 耐震性に関する説明書
- ・ 強度に関する説明書
- ・ 構造図
- ・ 生体遮へい装置の放射線の遮へい及び熱除去についての計算書
- ・ 品質保証に関する説明書